

マイナちゃんの

# マイナンバー 通信

【第9号】



◆マイナンバー制度に関する問い合わせ先  
 マイナンバー総合フリーダイヤル [0120-95-0178](tel:0120-95-0178)  
 平日 午前9時30分～午後10時  
 土日祝日 午前9時30分～午後5時30分  
 (年末年始12月29日から1月3日を除く)

◆マイナンバーについて、詳しくは以下をご覧ください。  
 ホームページ (内閣官房)  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

マイナンバー

検索

## 市役所でマイナンバーの利用が始まります。

平成28年1月から、順次、「社会保障」「税」「災害対策」の行政手続きでマイナンバー（個人番号）が必要になります。

小諸市では、以下のとおりマイナンバーを利用しますので、申請書などの書類にマイナンバー(個人番号)を記載していただくようになります。

詳細は担当課へ  
お問い合わせください



○今月は、「社会保障」の分野をご案内します。

マイナンバーを利用する主なこと	担当課
後期高齢者医療に関すること（被保険者の資格管理、保険給付等）	市民課
国民健康保険に関すること（被保険者の資格管理、保険給付等）	
介護保険に関すること（被保険者の資格管理、保険料の賦課等、介護保険制度を利用する際の申請、介護サービス利用料の助成・補助金等の申請）	高齢福祉課
障がい者(児)福祉に関すること（各種給付、手帳の交付、自立支援医療費、障害支援区分認定）	厚生課
児童扶養手当の支給に関すること（手当の資格認定及び支給）	
児童手当等の支給に関すること（手当の資格認定及び支給）	
助産施設に関すること（入所決定、施設利用者の負担能力の認定又は費用の徴収）	
生活保護に関すること（生活保護申請、審査、保護決定）	
母子及び父子家庭、寡婦の支援等に関すること（資金の貸付け、給付金支給等）	
特別児童扶養手当の支給に関すること（認定請求、再認定、所得状況届、手帳の交付）	
中国残留邦人等の自立等の支援に関すること（支援給付申請、審査、支援決定）	
小諸市医療費特別給付金条例の規定による医療費助成のこと（受給者の資格管理、給付金支給）	
予防接種に関すること（予防接種の実施対象者把握）	
母子保健に関すること（健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付）	
健康増進に関すること（健診受診時の対象者可否の判断）	子ども育成課
子ども・子育て支援に関すること（保育所等入園に関する支給認定、入園申込、利用者負担額徴収等）	

※次号は、「税」と「災害対策」の分野をご案内します。

マイナちゃんの一口メモ



マイナンバーの導入により、平成29年1月から国の行政機関など、平成29年7月から地方公共団体で情報連携が始まり、「社会保障」「税」「災害対策」の手続きで住民票の写しなどの添付が不要になります。

▼問い合わせ先 企画課 行政経営係